

(別紙1)

結婚・子育てポジティブキャンペーン動画等作成 業務委託公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

結婚・子育てポジティブキャンペーン動画等作成業務

2 業務の目的

本県において少子化やその要因である未婚化・晩婚化が進む理由として、若者が結婚や子育てにポジティブなイメージを抱きにくいことが挙げられる。背景には、若者と地域や親世代の描く家族像や夫婦関係にギャップによって、若者が希望するライフスタイルの実現が阻害されていることがあるため、若者だけではなく、地域や親世代、企業等、幅広い世代や対象に応じ、効果的な手法を用いた意識啓発を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託上限額

16,991,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容

上記2の目的を達成するため、世代や対象に応じた意識啓発事業を実施する。なお、対象は①若者②地域及び親世代③企業に分けることとし、対象別に愛媛県が設定した手法を用いることとする。

（1）若者向け動画制作及び配信

① 若者向け動画の作成

ア 20～30代の若年層が本県での結婚や子育てに対して、前向きなイメージを抱き、視聴後に出会いの場に参加するなど、具体的な行動に繋がるような動画を作成すること。なお、内容の検討にあたっては、下記に例示するペルソナ像を参考のうえ、具体的なペルソナを設定し、提案すること。

【30代前半の男性】

- ・県内の大学を卒業後、県内企業に就職した。
- ・任せられる仕事が増えて忙しくなり、平日は自宅と職場の往復。休日は録画したバラエティやインターネット配信を見て過ごすことが多い。
- ・1人でも不便さやさみしさを感じることがなく、結婚を意識する機会は少なかったが、結婚する友人が増えるにつれ、漠然と自分の将来を考えるようになった。
- ・1人で家族を養うことはプレッシャーのため、共働きを希望しているが、育児などは経験がないため、自分にできるか不安がある。

【20代半ばの女性】

- ・県内の高校卒業後、県外の専門学校に進学。転職で愛媛に戻ってきた。
- ・姉が結婚し、親から結婚や出産について聞かれることが増えた。
- ・いつか結婚をするだろうと考えているが、まだ20代なので「婚活」をするには早いと感じている。ただ、身近には出会いの機会がなく、どうしたら結婚への道が開けるのかわからない。

- イ 観光地や特産品、方言や県民性などを盛り込み、本県ならではの内容とすること。
- ウ 視聴者を具体的な出会い行動等を繋げることができるよう、「えひめ結婚支援センター(<https://www.msc-ehime.jp>)」や「縁ゲージネットHIMEKON (<https://himekon/pref.ehime.jp>)」へ誘導する仕様とすること。
- エ 本編は1分以上とし、本編を編集したショート動画(15秒程度)を複数本制作すること。
- オ 生成AIで作成した動画及び画像、音源は使用しないこと。
- カ 県が制作したことが分かるようにすること。
- キ 絵コンテ等を作成し、県の承認を得たうえで制作を始めること。

② 動画の配信

- ア ターゲット層に合わせたSNSプラットフォーム（例：Instagram、X(旧Twitter)、Facebook、YouTube、TikTokなど）を選定し、制作した動画を配信すること。
- イ 動画は縁ゲージネットHIMEKONでも配信することとし、動画の共有方法については県と協議すること（配信作業は県が実施）。

③ 広報

- ア SNS広告を活用し、ターゲット層へのリーチを拡大すること。
- イ 本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

④ 留意事項

- ア 本事業は官民共創により、県全体で若者の希望するライフスタイルを応援することを目的としており、撮影場所にえひめ結婚支援センターの応援・協賛企業の店舗を利用するなど、連携して事業を進めること。
- イ 結婚や出産は個人の価値観や生き方の尊重をするものであることを前提に、結婚や出産を強制したり、結婚や出産をしない判断を否定したりする内容とならないものとすること。

（2）企業向け動画の放映

① 動画の放映

- ア 県がひめボス宣言事業所認証制度の周知を目的に制作した、CM動画をテレビで放映すること。
- イ 放映時期は令和8年7月から令和8年10月の間で、予算内での効果的な

- 放送時間帯・回数を提案・設定すること。
- ウ 企業の経営者や人事担当者など、働き方や共働き・共育での推進に等に取組む層の視聴が多い番組内や時間帯での放映に努めることとし、放映時間帯の詳細は県と調整すること。

(3) 地域・親世代向け記事の作成と掲載

① 記事の作成

- ア 若者が希望するライフスタイルと地域や親世代のイメージする家族・夫婦像のギャップを埋めることに繋がる内容とすること。
- イ 若者が希望するライフスタイルに即した家族を複数組紹介することとし、提案時に候補者を提示すること。
(例=男性が1年以上の育休を取得した夫婦、女性が家計を支える夫婦、柔軟な働き方によって仕事と家事・育児を両立する夫婦など)
- ウ 事業の目的に沿った記事の作成ができる人員(インタビュアー、ライター、カメラマン等)を配置すること。

② 記事の掲載

- ア 作成した記事は、こども家庭庁が定める家族の日(11月第3日曜日)又は家族の週間(家族の日の前後1週間)に掲載すること。
- イ 掲載は紙媒体とし、親世代など比較的年齢層の高い読読者が多い媒体を選定すること。
- ウ 掲載した記事は縁ゲージネットHIMEKONにも掲載することとし、取材対象の許可を得ること。記事の共有方法については県と協議すること(掲載作業は県が実施)。

③ 留意事項

現代の多様な価値観を尊重し、本事業が、望まない人に結婚や出産を強いたり、結婚や出産をしていない人や特定の考え方、暮らし方をする人を否定したりすることがないよう、留意すること。

6 目標ＫＰＩ

若者向け動画の再生回数 20万回

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、県へ報告すること。
なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ県に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレス、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ・事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ・業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

10 その他留意事項

(1) 善管注意義務

事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。

(3) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手

配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(4) 著作権等

- ① 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- ② 受託者は、県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ③ 県が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- ④ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- ⑤ 前項において県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に県の承諾を得るものとする。
- ⑥ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(5) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておかなければならぬ。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿

とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(8) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(9) 委託料の返還等

- ① 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。
- ② 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと県が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、県の指示によるものとする。

デジタルプロモーション実施時における留意事項

愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、下記の点に留意して実施すること。

1 Google アナリティクス及び Google タグマネージャ管理に関する業務

- (1) 本事業の PDCA サイクルの確立やオーディエンスリストの蓄積のため、各種計測タグ、リターゲティングなど、事業に関わるタグを設定すること。

2 種類の Google アナリティクス横断アカウント(愛媛県庁の複数ウェブサイトに対する横断的な計測)及び縦断アカウント(本事業に用いるウェブサイトのみの計測)のトラッキングコード、Google アナリティクスイベントトラッキング・目標設定用のタグ、受託者の Google 広告アカウントで発行する Google 広告リマーケティングタグ、コンバージョントラッキング、コンバージョンリンク、愛媛県公式の Facebook ビジネスマネージャで発行する Facebook ピクセル、その他サードパーティタグ等

- (2) 上記の各種タグについては、愛媛県及び「えひめ結婚支援センター」、「縁ゲージネット HIMEKON」の管理運営業務の受託者と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャ上に別途発行するコンテナを活用して、設定を行うこと。
- (3) 事業の目的を定義するため、愛媛県及び「えひめ結婚支援センター」、「縁ゲージネット HIMEKON」の管理運営業務の受託者と協議の上、ウェブサイトの目標を縦断 Google アナリティクス上で設定すること。
- (4) 「えひめ結婚支援センター」、「縁ゲージネット HIMEKON」の管理運営業務の受託者と協議の上、事業におけるタグ活用が確実に行われるよう、愛媛県公式の Google タグマネージャ上でのタグ・トリガーアクションの設定、タグの発火テストを実施すること。
- (5) アプリを利用する場合、アプリの利用状況や広告経由のインストール数について、Google タグマネージャ及び Firebase 向け Google アナリティクスを用いて、目的の達成度合いを効果検証すること。

2 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告価値毀損の課題「アドフラウド」「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」について、愛媛県の信用失墜やブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避ける、アドベリフィケーションツールを採用するなど、可能な限り愛媛県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。
- (2) 愛媛県が示す事業目的に応じて CPM 課金、CPC 課金やその他の課金方式を選択して提案可能とする。広告媒体のうち、バナー広告等の CPM 課金型(インプレッション単価制)ディスプレイ広告を実施する場合においては、vCPM 課金型(viewable インプレッション単価制)が可能であれば優先的に採用すること。

その採用が困難な場合には、愛媛県にその事情を説明・協議の上、代替案を決定すること。

- (3) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (4) 縦断 Google アナリティクスで広告効果を取得するため、愛媛県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、訪問者データを蓄積すること。
- (5) 広告媒体から着地するウェブサイトを経た目標完了等までを一体のユーザー導線として捉え、その総合的な動向や結果をもたらした要因や将来に向かった改善策を最終レポートとして必ず記載すること。

3 Facebook 広告を利用する場合

- (1) 愛媛県公式の Meta ビジネススイートと愛媛県が別途指定する Facebook ページ、Instagram アカウントや受託者の広告アカウントを紐付けること。
- (2) Facebook 広告を展開する場合は、愛媛県に対して「広告アカウントの管理」の権限を付与すること。なお、受託者の Facebook 広告アカウントとのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の Meta ビジネススイート以外への接続も行わない。
- (3) Facebook ピクセルの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。なお、事業目的に応じて最適なイベントピクセルの提案や、カスタムオーディエンスを設定すること。
- (4) Facebook が提供する無料調査（「リフトテスト」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとしてイベント測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Google 広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと受託者の Google 広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Google 広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の広告アカウントと縦断 Google アナリティクスを連携すること。受託者の Google 広告アカウント及び縦断 Google アナリティクスアカウントそれぞれで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、リマーケティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、愛媛県とその調査項目等を協議の上、必ず調査を実施すること。
- (6) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージ

ョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

5 Yahoo！広告を利用する場合

- (1) 本事業専用に広告アカウント新規開設すること。
- (2) Yahoo！広告を運用する場合には、愛媛県公式の MCC（マイクライアントセンター）アカウントと受託者の Yahoo！広告アカウントをリンクすること。なお、受託者の Yahoo！広告アカウントへのリンク後、愛媛県は支払及び配信設定に関する操作は実施せず、愛媛県公式の MCC 以外への接続も行わない。
- (3) 受託者の Yahoo！広告アカウントで、効果的と考えられるリマーケティングタグ、ターゲティングリストを設定し、共有すること。
- (4) リマーケティングタグの取扱いについては、「1」の記載のとおりとする。
- (5) サイト訪問後の行動を目的とする事業の場合、目的を達成した地点をコンバージョンとして測定を行い、広告配信の最適化対象をコンバージョンと設定し、最適な広告運用に務めること。

6 その他広告媒体を利用する場合

- (1) Facebook 広告又は Google 広告、Yahoo！広告以外の広告媒体を活用する場合においても、原則として両媒体と同様の対応を行うこと。
- (2) 広告の閲覧権の付与について愛媛県がやむを得ないと認めるに足る事情があると考えられる場合には、愛媛県と協議の上、代替案を決定すること。
- (3) 各媒体などとタイアップ企画コンテンツを制作する場合は、同コンテンツ内に愛媛県が指定するリターゲティング用のタグを設定し、訪問者データを蓄積するよう務めること。

7 動画制作・動画広告を実施する場合

愛媛県が今後中期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、動画視聴者のアクセス情報を蓄積すること（動画視聴者リマーケティングリスト作成等）。

8 7において YouTube を利用する場合

- (1) 作成した動画は愛媛県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。
- (2) YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行い、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を利用するため、YouTube チャンネルと受託者の Google 広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。

(2) 各種アカウント作成及び設定時には、内容について愛媛県の承認を得ること。また、当該アカウントについては、事業完了後に一切の権利を愛媛県に譲渡すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。